第六条第四項	（略）	（略）
前条第七項	前条第七項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	前条第七項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
第八条第二項	第五条第一項、第三項	第五条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
第九条の三	（略）	（略）
	第五条第一項又は第三項	第五条第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）

2　船員の養育する子について、当該船員の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第五条第一項	第五条第六項	第五条第六項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第七項	法第五条第七項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
	同項	法第五条第六項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）

第六条第四項	（略）	（略）
前条第七項	前条第五項	前条第五項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
第八条第二項	第五条第一項及び第三項	第五条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
第九条の三	第五条第一項	第五条第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）

2　船員の養育する子について、当該船員の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第五条第一項	第五条第四項	第五条第四項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第五項	法第五条第五項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
	同項	法第五条第四項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）